

11月5日からスタート!

住民票、マイナンバーカード等に 旧姓(旧氏)^{きゅううじ}が併記できます



11月5日(火)から、住民票、マイナンバーカードおよび公的個人認証サービスの署名用電子証明書に旧姓(旧氏)が併記できるようになります。

これにより、婚姻等で氏(うじ)に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票に併記することで、住民票の写しやマイナンバーカード等で公証することができるようになります。

旧姓(旧氏)併記によって、旧氏を契約などさまざまな場面で活用することや、就職や職場等での身分証明に資することができるようになります。

旧姓(旧氏)とは?

「旧姓(旧氏)」とは、その人の過去の戸籍上の氏です。

氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

旧姓(旧氏)を併記するにはどうしたらいいの?

住民票に旧姓(旧氏)を併記するための請求手続きが必要となります。

住民票に旧姓(旧氏)が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓(旧氏)が併記されます。

【請求手続き先】

市民課または美都・匹見各総合支所地域振興課

【手続きに必要なもの】

- ・請求書(窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます)
 - ・記載を希望する旧氏が記載された戸籍(除籍)から現在の氏が記載されている戸籍に至るまでの全ての戸籍謄本等
 - ・本人確認書類(運転免許証等)
 - ・通知カード(またはマイナンバーカード)
- ※住民票に旧姓(旧氏)を記載後にマイナンバーカードの追記欄に旧姓(旧氏)を記載します。



その他

旧姓(旧氏)併記に伴い、印鑑登録も旧姓(旧氏)で登録が可能となります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。下記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】 市市民課 ☎ 31-0222



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

- <記載事項> 1. 住所・氏名・電話番号 2. 意見・提言の題名 3. 現状と問題点 4. 意見・提言内容
5. 予想される効果 6. 希望する回答方法(郵送もしくはEメールのどちらか) または回答を希望しない場合はその旨 7. いただいた意見公開の可否(可・否) ※必ずご記入ください。

市長への手紙

手紙: 〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX: 23-2456

メール: hisyo@city.masuda.lg.jp (件名は「市長への手紙」)

※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。

